

品川駅北周辺地区 住宅整備事業

国家戦略住宅整備事業を実施する区域	品川駅北周辺地区
その全部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値	121 /10 ※地区全体に対して適用する。
その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値の算出方法	$V_r = V_c (1 + 2 (3 / (3 - R) - 1))$ <p>ただし $V_r - V_c \leq 300\%$</p> <p>V_r : その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値 (94/10) V_c : 都市再生特別地区に定める (当事業による緩和部分を除く。) 建築物の容積率の最高限度 (91/10) R : 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合 (4.78%) ※ V_r、V_c、Rは、地区全体に対して適用する。</p> <p>(地区全体で、$V_r=94/10$、当該住宅は1街区に配置、 適正配分後の容積率の最高限度は、1街区 82/10、2街区 31/10、3街区 117/10、4街区 102/10)</p>
建築物の敷地内に設けられる空地の要件	敷地面積の 2/10 以上かつ道路に接して有効な部分が 1/10 以上
建築物の敷地面積の規模	0.5ha 以上

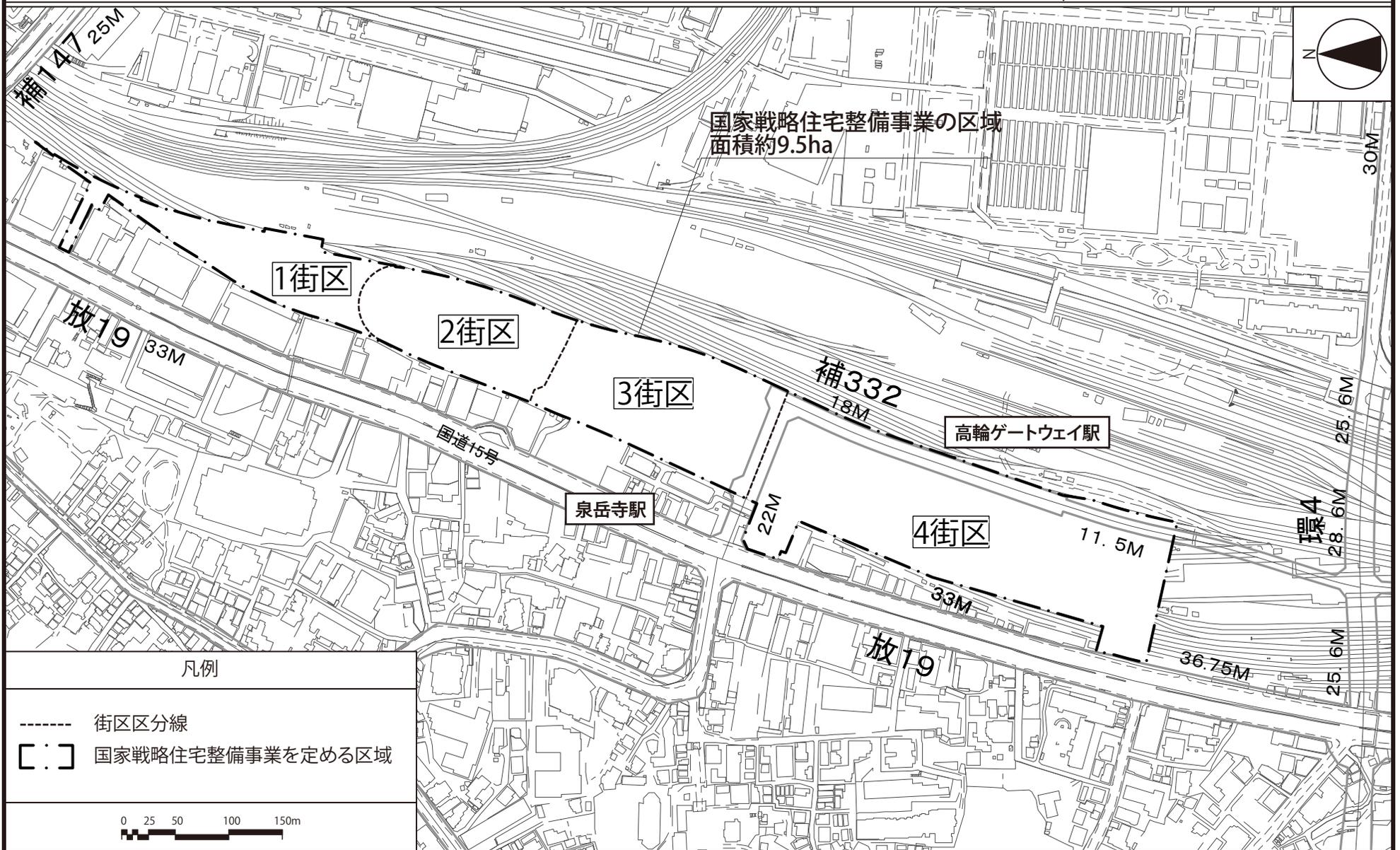
「区域は計画図表示のとおり」

変更概要

_____部分は、変更箇所又は追加箇所を示す

名 称	国家戦略住宅整備事業（品川駅北周辺地区）		
事 項	旧	新	摘要
その全部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値	<p>123/10</p> <p>※地区全体に対して適用する。</p>	<p><u>121</u>/10</p> <p>※地区全体に対して適用する。</p>	<p>国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めることによる変更</p>
その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値の算出方法	<p>$V_r = V_c (1 + 2 (3 / (3 - R) - 1))$</p> <p>ただし $V_r - V_c \leq 300\%$</p> <p>V_r：その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値（96/10）</p> <p>V_c：都市再生特別地区に定める（当事業による緩和部分を除く。）建築物の容積率の最高限度（93/10）</p> <p>R：建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合（4.78%）</p> <p>※V_r、V_c、Rは、地区全体に対して適用する。</p> <p>（地区全体で、$V_r=96/10$、当該住宅は 1 街区に配置、適正配分後の容積率の最高限度は、1 街区 82/10、2 街区 31/10、3 街区 135/10、4 街区 102/10）</p>	<p>$V_r = V_c (1 + 2 (3 / (3 - R) - 1))$</p> <p>ただし $V_r - V_c \leq 300\%$</p> <p>V_r：その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値（<u>94</u>/10）</p> <p>V_c：都市再生特別地区に定める（当事業による緩和部分を除く。）建築物の容積率の最高限度（<u>91</u>/10）</p> <p>R：建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合（4.78%）</p> <p>※V_r、V_c、Rは、地区全体に対して適用する。</p> <p>（地区全体で、<math>V_r=<u>94</u>/10</math>、当該住宅は 1 街区に配置、適正配分後の容積率の最高限度は、1 街区 82/10、2 街区 31/10、3 街区 <u>117</u>/10、4 街区 102/10）</p>	

国家戦略住宅整備事業を定める区域



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第197号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）3都市基街都第32号、令和3年4月28日